

議案第 3 号

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則を、別紙のとおり定める。

平成27年3月11日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育委員会会議（以下「会議」という。）において議決する事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「県立学校」とは沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。

2 この規則において「教育機関」とは、県立学校及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の規定により設置される教育機関をいう。

3 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。

4 この規則において「専決」とは教育長又はその補助機関が教育委員会の名において意思決定を行うことをいう。

(議決事項)

第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること。

(2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令を制定し、若しくは改廃すること（軽易な事項の改正を除く。）。

(3) 県立学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。

(4) 次のアからエまでに掲げる職の職員を任免すること。

ア 教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長及び所長並びにこれらの職に相当する職

イ 学校以外の教育機関の長、教職研修総括、学校支援総括及び副参事

ウ 県立学校の校長及び事務長（教育庁の課長相当以上に限る。）

エ 市町村立学校の校長

(5) 教育庁若しくは教育機関の職員又は県費負担教職員の懲戒処分を行うこと。

(6) 法第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(7) 法第29条の規定に基づき、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること。

(8) 法第23条第2項又は法第55条第4項の規定に基づく県議会からの意見聴取に対し意見を申し出ること。

(9) 市町村に置かれる教育委員会に対する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第245条の5第3項の規定による違反の是正等の要求、自治法第245条の6の規定による違反の是正等の勧告及び自治法第245条の7第2項の規定による違反の是正等の指示に関すること。

(10) その他、特に重要かつ異例と認められる事件に関すること。

(専決事項)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。

(1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。

(2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）を行うこと。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。

(4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。

(5) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めること。

(6) 文化財の指定及び解除に関すること。

(7) 教育委員会の表彰に関すること。

- (8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。
 - (9) 教育委員会が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定（候補者の選定を含む。）に関する事。
 - (10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。
 - (11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
 - (12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関する事。
 - (13) 請願及び陳情に関する事。
 - (14) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。
 - (15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを会議に付議しなければならない。

（委任事項）

第5条 教育委員会は、前条に規定する事項、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の規定に基づき市町村が処理することとする事務及び沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）の規定に基づき知事の補助職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

（報告）

第6条 教育長は、第4条第1号から第6号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに会議で報告しなければならない。

（臨時代理）

第7条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第3条各号に定める事項について臨時に代理することができる

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の会議において報告を行うものとする。

附 則

- 1 この規則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

規則案の概要説明

課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、改正後の第25条第3号の規定に基づき、教育長に委任した事務等について、教育委員会に報告する事項について、教育委員会規則に定める必要がある。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律・改正後・抜粋

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 (略)

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 (略)

- (2) 教育委員会における意思決定に係るデュー・プロセス（法に基づく適正手続き）を明確化するため、教育委員会会議において議決すべき事項を明確に規定するほか、関係規則等の整理統合を行う必要がある。
- (3) 教育委員会会議において、教育課題等に関する協議の時間を確保する観点から、議決事項から決裁的事項に係る事項を減らし、教育長に委任等を行う必要がある。
- (4) 以上のことから、「沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則」（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）及び「教育長専決規程」（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）を整理統合し、新たに「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」として制定する。

3 改正案の概要

- (1) 規則の趣旨について定める。〈第1条〉
- (2) 用語の定義について定める。〈第2条〉
- (3) 教育委員会会議にて議決を要する事項について定める。〈第3条〉
- (4) 教育長又はその補助機関に専決させる事項について定める。〈第4条〉
- (5) 教育長に委任する事項について定める。〈第5条〉
- (6) 教育長に委任した事項のうち教育委員会会議に報告する事項について定める。〈第6条〉
- (7) 教育長の臨時代理について定める。〈第7条〉
- (8) この規則は、平成27年4月1日から施行する。〈附則〉

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

5 添付資料

- (1) 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則
(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。
- (3) 法第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 県立学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- (5) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (6) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
- (7) 県立学校の通学区域の指定に関すること。
- (8) 県立学校(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)の生徒の定員に関すること。
- (9) 人事異動の基本方針を決定すること。
- (10) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。
- (11) 県立学校及び市町村立学校(幼稚園を除く。)の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。
- (12) 校長、教員その他の教育関係職員の研修計画の基本方針を定めること。
- (13) 教育委員会の表彰に関すること。
- (14) 教育財産の取得及び処分申し出に関する事項のうち、重要なものに関すること。
- (15) 教育委員会の規則、訓令及び告示の制定又は改廃を行うこと。
- (16) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見を申し出ること。
- (17) 市町村に対する国の教育関係負担金及び補助金の配分の基本方針を定めること。
- (18) 学校その他の教育機関の施設整備の基本計画を定めること。
- (19) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。
- (20) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (21) 教育職員免許状に関すること。ただし、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項に規定する免許教科外教科担任の許可に関するものを除く。
- (22) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。
- (23) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定による学校(各種学校を含む。)の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。
- (24) 教育委員会による地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第245条の5第3項の規定による違反の是正等の要求、自治法第245条の6の規定による違反の是正等の勧告及び自治法第245条の7第2項の規定による違反の是正等の指示に関すること。
- (25) 請願又は陳情に関すること。
- (26) 教育に関する行事を主催、共催又は後援(協賛を含む。)すること。
- (27) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の指定(候補者の選定を含む。)に関すること。
- (28) 教育委員会の指令、達等の文書を発すること。

(重要かつ異例事項の付議)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に付議しなければならない。

(臨時代理)

第4条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。